

最低賃金に関する要望

～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～

2020年4月16日

日本商工会議所

東京商工会議所

I. 現状認識

【「コロナショック」による危機的な経済情勢】

- 新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に甚大な影響を及ぼしている。わが国においても広範囲の業種、地域が突然の需要喪失により、かつてない苦境に直面している。
- 日本商工会議所が3月に実施した LOBO（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した企業は9割を超えた。また、全産業合計の業況 DI はマイナス 49.0 で、前月比マイナス 16.4 ポイント、前年同期比マイナス 32.1 ポイントと急速かつ大幅に悪化し、売上 DI や採算 DI 等も同様の傾向にある。わが国経済は今、「コロナショック」とも言うべき未曾有の危機に直面している状況であり、景気後退を懸念する声が多く聞かれている。
- 特に、経営基盤の脆弱な中小企業では倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念されており、政府は累次の緊急対応策において「中小企業を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面からの支援策を果敢に実行している。
- こうした危機的な経済情勢にあって、多くの中小企業はこれらの支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

【深刻な人手不足による実力以上の賃上げ】

- 一方、企業が賃上げする際の重要な考慮要素である労働生産性は、中小企業では一貫して横ばいで大企業との格差が広がっており、労働分配率も大企業が40%台であるのに対して中小企業は70%台で推移しており、付加価値額の多くが人件費に費やされている。
- こうした状況の中、上記LOBO調査によると、2019年度に賃上げをした中小企業は63.6%であるが、そのうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は約7割を占めている。
- 更に、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など働き方改革への対応により、中小企業の負担はこれまでになく高まっていることに加え、コスト増加分の価格転嫁については、BtoC、BtoBともに転嫁に難航している企業が7割に達している。
- このように、中小企業の経営環境は先行きの見通しも含め厳しさを増していることに加え、中小企業の経営者は賃金支払余力が乏しい中、深刻な人手不足に対処するために、実力以上の賃上げを強いられているのが実態である。

【最低賃金の大幅な引上げに伴う影響】

- 最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、近年、最低賃金は政府方針により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明

確な根拠が示されないまま、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（2019年：1.3%）を大きく上回る引上げが続いている。

- 特に昨年度は、「景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という新たな政府方針により、引上げ率は4年連続3%台となる3.1%、引上げ額の全国加重平均は昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となる27円となった。
- また、19の県で目安額を上回る引上げとなり、東京都、神奈川県では全国初の時間額1,000円を超えるなど全ての都道府県で大幅な引上げとなった。その結果、当所が実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」では、最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合は、2015年度の20.7%から2020年度は実に41.8%に上り、年々増加の一途をたどっている。
- 更に、厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す「影響率」は2008年度の2.7%、2013年度の7.4%から2018年度は13.8%と大幅に上昇しており、東京都（11.6%）を含む34都道府県では10%を超え、特に神奈川県（25.6%）、青森県（21.6%）では20%を超えている。

【高まっている中小企業の不満と不安】

- こうした状況により、全国の中小企業から最低賃金の大幅な引上げに対して悲鳴にも近い「生の声」が当所へ寄せられている。また、最低賃金の審議で政府方針に代表される「時々の事情」が重視され、明確な根拠が示されない中で大幅に引上げられていることに対する不満が高まっている。
- 加えて、最低賃金に関しては、より大幅に引上げることで生産性の低い中小企業を淘汰し新陳代謝を促すべきといった意見や、最低賃金を全国で一元化することで地方から都市部への労働移動を抑制し地方創生を推進すべきといった意見など、様々な論調があることから、多くの中小企業は戸惑い、大きな不安を訴える声が高まっている。

【引上げ凍結も視野に、中小企業の経営実態を考慮した審議が不可欠】

- 中小企業は、企業数の99%、雇用の約7割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎であることは言うまでもない。
- 当所はかねてから、最低賃金は中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきであると主張してきたが、「コロナショック」による危機的な経済情勢の中で、特に今年度は引上げありきではなく、引上げの凍結も視野に、中小企業の経営実態や地域経済の状況を考慮した審議が不可欠である。
- また、こうした危機的な経済情勢にあっても、中小企業は事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をし、地域経済を支えていることに加え、わが国経済の成長・発展にも重要な役割を担っていることから、思い切った支援策を通じて中小企業の生産性向上を支援し、経済の持続的な成長につなげていくことが求められる。
- こうした現状認識のもと、当所は今年度の審議にあたり下記の事項を強く要望するとともに、最近の様々な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

Ⅱ. 今年度の審議に対する要望

1. 危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定を

- 最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に罰則付きで一律に適用されることから、通常の賃上げとは異なる性格を有している。4年連続3%台の大幅な引上げが続いている中で、全国の中小企業から今年度の審議に関して、昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針を踏まえると、「コロナショック」による影響は計り知れず、先行きの見通しも立たない危機的な経済情勢にも関わらず、例年にも増してより大幅な引上げになるのではないかと、といった不安を訴える声が高まっている。
- 現在の全国加重平均901円が、政府が目指す1,000円になると約11%の大幅な引上げになり中小企業の経営に与えるインパクトが非常に大きいことから、これまで当所は政府方針ありきではなく、あくまで中小企業の経営実態を重視した審議を行うべきであると主張してきた。
- 昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としており、例年6月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」には最低賃金に関する政府方針が示されることから、政府は最低賃金に関して急速かつ大幅に悪化している足元の景況感や危機的な経済情勢を反映した新たな方針を設定すべきである。

2. 引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を

- 地域別最低賃金の決定にあたっては最低賃金法第9条により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案することが求められている。しかし、近年は審議の結果、明確な根拠が示されていない中で、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが続いていることから、当所の調査で直接的な影響を受けた企業の割合は41.8%に上り、その割合は年々増加の一途をたどっている。
- 安倍内閣総理大臣は去る3月14日、28日、4月7日の記者会見等で、「地域経済の核である中小・小規模事業者には、あらゆる手を尽くして事業を継続していただかなければならない。そのことによって、地域の雇用、働く場所はしっかりと守り抜いていく」旨の決意を述べたが、中小企業は、企業数の99%、雇用の約7割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎であることは言うまでもない。
- しかし、最低賃金の大幅な引上げは、中小企業数がここ7年間で63万者も減少し、かつ「コロナショック」により事業活動に甚大な影響が出ている中小企業が増えている中で、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。
- したがって、最低賃金の審議では、政府方針ありきでの大幅な引上げを前提とせず、あくまで名目GDP成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、上記三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率（2019年：1.3%）など中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。
- 特に、わが国経済は今、「コロナショック」とも言うべき未曾有の危機に直面している状

況であり、景気後退を懸念する声が多く聞かれていることから、リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度は現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げありきではなく、引上げの凍結も視野に入れ審議することが不可欠である。

- なお、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべきである。

3. 生産性向上及び取引適正化対策の強化・拡充を

- 最低賃金の大幅な引上げに加え、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など働き方改革への対応に伴い、多くの企業で人件費が増加している中で、コスト増加分の価格転嫁については、BtoC、BtoBともに転嫁に難航している企業が7割に達している。したがって、人件費を含めたコスト増加分を適正に価格転嫁できるよう、中小企業庁は関係省庁等との連携のもと、下請け取引適正化対策を含めた取引支援をより一層強化・拡充していくべきである。
- また、中小企業は人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や最低賃金の引上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応する必要がある。こうした制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する中小企業生産性革命推進事業は非常に有効な施策であることから、幅広く周知し、利用を促進していくべきである。
- 中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げた場合に、その設備投資等に要した経費の一部を助成する業務改善助成金は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。本助成金に関しては、当所の要望に基づき「25円コース」が新設された他、「30円コース」の助成対象事業場が30人以下から100人以下に拡大されたことに加え、助成上限額が100万円から450万円に拡充された。更に、申請時に必要であった納税証明書の提出を不要とするなど申請手続きも簡素化し、使い勝手が向上したことは高く評価する。一方、昨年度の本助成金の予算執行率は40%にとどまっていることから、厚生労働省は本助成金を幅広く周知し、利用を促進していくべきである。

4. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

- 例年、地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会での目安に関する答申が出た後に各都道府県の地方最低賃金審議会での実質的な審議が始まり、地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。
- このため、各企業は、地方最低賃金審議会での改正決定から10月1日前後の発効までの2カ月程度で最低賃金の引上げに対応せざるを得ないことから、当所には「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の支払い原資を確保するための時間も必要だ」といった中小企業の「生の声」が多く寄せられている。

○したがって、各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効により全国的に年初めまたは年度初めとすべきである。

5. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

- 特定の産業または職業について設定される特定最低賃金には、都道府県ごとに適用されるものが227件ある。特定最低賃金の改定または新設は関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。
- 一方、2019年度の審議・決定状況を見ると、地域別最低賃金額を下回っているにも関わらず改定されなかった特定最低賃金は51件あり、このうち改正の申出が無かったものが27件、また直近3年間で改定されていないものが38件ある。
- 地域別最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、これらの特定最低賃金は存在意義が失われつつあることから、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

Ⅲ. 最低賃金に関する主な論調に対する見解

- 最近、最低賃金に関する様々な論調があり、多くの中小企業が不安を募らせていることから、主な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

論調①：日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である。したがって、最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する。

【わが国経済における中小企業の位置付け】

- 日本全体の生産性は長きにわたり低迷し、先進国の中で下位にあるのは事実である。また、大企業の労働生産性は回復傾向だが、中小企業はここ数年一貫して横ばいである。
- 一方、次頁の数値が示している通り、わが国経済における中小企業の位置付けは極めて重要であることは言うまでもない。中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在である。また、大企業のサプライチェーンの中でも重要な役割を担っている。
- したがって、中小企業の成長・発展、大企業と中小企業との連携や共存共栄なしに、日本経済は成立しない。

<わが国経済における中小企業の位置付け>

項目	中小企業における数値	中小企業が占める割合
企業数	358 万者	99.7%
従業者数（全国）	3,220 万人	68.8%
従業者数（政令市と東京 23 区の合計）	1,265 万人	52.8%
従業者数（政令市と東京 23 区以外の地域）	1,955 万人	85.6%
付加価値額	156.9 兆円	49.9%
給与等支払額	87.2 兆円	約 51%
法人税の支払額	4.2 兆円	約 35%
社会保険料の支払額	14.5 兆円	約 51%

※従業者数に関するデータは、経済センサスで本社等一括調査を導入していることに留意する必要がある。

※出典：中小企業庁、日本商工会議所

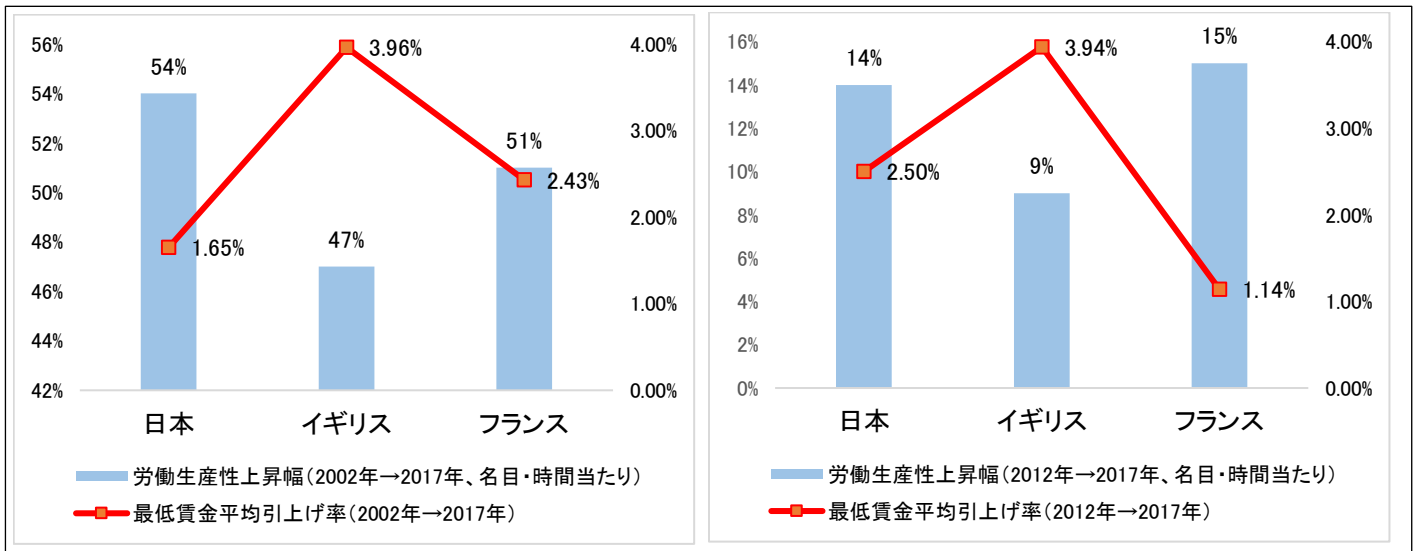
【新陳代謝が進む中で、今まさに生産性向上に取り組んでいる中小企業】

- 「日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である」との論調に対して、中小企業数は市場メカニズムや後継者難などにより 7 年間（2009 年→2016 年）で 63 万者（421 万者→358 万者）、直近 2 年間（2014 年→2016 年）では 23 万者（381 万者→358 万者）と、人口の減少率を大きく上回るペースで減少しており、すでに新陳代謝は進んでいる。
- 多くの中小企業は「働き方改革関連法」の施行を契機に、時間外労働の削減等の働き方改革や身の丈IoTの導入など、今まさに労働生産性の向上に取り組んでいる最中であり、こうした取組が成果を出すまでには相応の時間がかかる。対して、最低賃金は業績の良し悪しに関わらず、罰則付きで直ちに適用される。
- 当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として、「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。こうした観点からも、中小企業の経営実態を考慮することなく、最低賃金を大幅に引上げるべきではない。

【最低賃金の大幅な引上げと生産性向上との関係性】

- 「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調について、最低賃金の引上げによる生産性向上への効果は確認されないとする研究がある。
- 加えて、日英仏 3 か国の労働生産性上昇幅と最低賃金の平均引上げ率を見てみると強い関係性は見られない。
- 特に、OECD加盟国の中で労働生産性が比較的近い日本とイギリスを見てみると、イギリスは1999年に最低賃金を導入し、その後大幅に引上げているにもかかわらず、イギリスの労働生産性上昇幅は日本に比べて低い。この点から、「最低賃金を大幅に引上げれば、国全体の生産性が向上する」という結論は見出せない。

<労働生産性上昇幅と最低賃金平均引上げ率（左：2002年→2017年、右：2012年→2017年）>



※日英仏の労働生産性（名目・時間当たり、出典：公益財団法人日本生産性本部）

2002年：日本 30.9USD（20位）、イギリス 36.5USD（15位）、フランス 44.9USD（5位）

2012年：日本 41.7USD（20位）、イギリス 49.1USD（17位）、フランス 59.2USD（10位）

2017年：日本 47.5USD（20位）、イギリス 53.5USD（19位）、フランス 67.8USD（10位）

○更に、「人手不足の状況下では、中小企業が倒産しても失業は増えない」との意見は、職探しに時間がかかることによって発生する摩擦的失業を無視しており、企業の合併・統合も容易に行われるとは限らない。

○したがって、日本全体の生産性向上には、強制力のある最低賃金の大幅な引上げにより中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促す手法は採るべきではなく、取引適正化やIoT等の活用支援、働き方改革への対応支援等を講じることで、中小企業が生み出す付加価値をより一層高めていくとともに、中小企業の労働生産性を向上させていくことが不可欠である。

○なお、この論調に関しては、そもそも「日本全体の生産性が向上した結果、支払原資が増えることで、最低賃金を含む賃金水準が引上がる」のであって、因果関係が逆である。

【地域経済の発展や地方創生の視点が欠如】

○「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調により、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることが懸念される。

○中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在であるが、地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて1社あたりの付加価値額が低いことから、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、地方の中小企業が経営不振に陥り、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。

○加えて、この論調は、中小企業が倒産・廃業しても、人手不足の状況下であれば労働者は他社へ円滑に移動できることから失業は発生しないという考えを前提としている。しかし、地方など大都市以外の地域では中小企業の従業者比率は8割を超えており、大都市部の5割強に比べて格段に高い中で、この論調は景気後退により雇用情勢が悪化する可能性や、労働者が他社へ移動する際のスキル習得に要する時間や社会的費用を考慮して

いないことから、円滑な労働移動が保障されているという前提は適当ではない。

- したがって、最低賃金を大幅に上げると、失業者が発生するリスクがあると考えの方が自然である。また、地方の中小企業で雇用されていた労働者が失業すれば、仕事を求め都市部へ移動することも十分に予見される。
- 以上から、東京一極集中が加速し地方創生の重要性が一層増している中で、この論調には地域経済の発展や地方創生の視点が欠如していると言わざるを得ない。

<最低賃金のランク別 企業1社あたり付加価値額（万円）>

項目	企業1社あたり付加価値額	
	企業1社あたり付加価値額	中小企業1社あたり付加価値額
Aランク	12,249	5,058
Bランク	4,430	3,165
Cランク	4,213	3,162
Dランク	2,980	2,508

※出典：中小企業庁資料

【最低賃金はあくまで労働者のセーフティネット保障】

- そもそも、最低賃金の目的は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、だからこそ強制力を伴っている。また、最低賃金は公労使が参加する審議会で議論し決定するものであり、その決定基準も最低賃金法により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定める、とされている。
- 余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、最低賃金の目的や法の趣旨を踏まえると、政府は賃金水準の引上げや日本全体の生産性の向上に際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、あくまで取引適正化やIoT等の活用支援、働き方改革への対応支援を通じて中小企業の労働生産性を向上させていくことで、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していくべきである。

【中小企業基本法は生産性の低い中小企業を温存させていない】

- 最低賃金に関する論調に関連して、「国の中小企業支援策や、支援策の基本的な事項を定めている中小企業基本法が生産性の低い中小企業を温存させている」との指摘もある。しかしながら、中小企業基本法は1999年に改正され、その基本理念は中小企業と大企業の格差是正や経済的・社会的制約による不利の是正から、自助努力を旨とした中小企業の多様で活力ある成長発展へと見直されており、支援策に関しても中小企業の経営革新や創業支援が施策の大きな柱に位置付けられている。また、2010年には中小企業政策の基本的考え方と方針を定めた「中小企業憲章」も策定されている。
- 生産性の低い中小企業を温存させているとの指摘に関しては、中小企業数は中小企業基本法が改正された1999年からの17年間（1999年→2016年）で126万者も減少し、すでに新陳代謝が進んでいることに加えて、現在の中小企業支援策の大きな柱には事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進が位置付けられていることから、こうした指摘は適当ではない。

【大企業と中小企業の新たな「共存共栄関係の構築」が必要】

- 中小企業の取引構造に関して、中小製造業の実質労働生産性の伸びは大企業と遜色ないレベルにある一方で、大企業に比べて価格転嫁力に差があることから、中小製造業の生産性は低迷したままであり、売上高伸び率や営業利益率も取引の階層が下がるに連れて低下する傾向がある。
- このため、中小企業が生産性を向上し、賃上げ原資を確保するには「取引価格の適正化」を通じて、大企業と中小企業が生産性向上の果実もコストアップ分もサプライチェーン全体で分け合い共に付加価値向上を目指していく、新たな「共存共栄関係の構築」が必要であり、わが国経済全体の成長基盤の強化、ひいては「経済の好循環」にも不可欠な取組である。
- したがって、中小企業庁は関係省庁等との連携のもと、下請け取引適正化対策を含めた取引支援をより一層強化・拡充していくべきである。

論調②：最低賃金の引上げは、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、更に消費の拡大につなげる「経済の好循環」を継続・拡大させることに寄与するので、今後も引上げを継続していくべきである。

【最低賃金の引上げによる一般労働者への賃上げ効果は極めて限定的】

- 最低賃金は「経済の好循環」を継続・拡大させることを目的の一つとして、4年連続3%台の大幅な引上げが続いている。
- しかし、「賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金分布下位10%の者（2019年、17万4,100円）、下位25%の者（同年、21万1,000円）の賃金の対前年比伸び率は、最低賃金が3%台の大幅な引上げとなった2016年以降、3%に達しておらず低い伸び率にとどまっていることから、最低賃金の引上げによる一般労働者への賃上げ効果は極めて限定的である。
- また、影響率（2008年度2.7%、2013年度7.4%、2018年度13.8%）や最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合（2015年度20.7%、2020年度41.8%）がそれぞれ高まっていること、高止まりしている中小企業の労働分配率（大企業44.9%、中小企業71.7%）を考慮すると、中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている。

【最低賃金の大幅な引上げは「経済の好循環」を阻害する恐れ】

- そうした中、賃上げの原資を創出するには生産性の向上が必要だが、当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。
- したがって、最低賃金の引上げは、企業の生産性向上、労働者の賃上げ、ひいては消費者の購買力向上、消費の拡大という「経済の好循環」を阻害する恐れがある。
- また、最低賃金で働く多くのパート主婦が、引上げにより出勤調整を行っていることから、最低賃金の引上げは人手不足に拍車をかけているとの指摘もある。

論調③：日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地方から都市部への労働移動が抑制され、地方創生につながる。

【全国一元化により地域経済が一層衰退する懸念】

- 日本の最低賃金を全国で一元化すべきであるという論調は、東京都をはじめとしたAランクの地域別最低賃金額がCランクやDランクよりも高いことが、地方から都市部への労働移動の一因であるとの考えのもと、最低賃金が低い地域の金額を高い地域に合わせることを意図しているものと思われる。仮に、地域別最低賃金額が最も安い県（790円）を、最も高い東京都（1,013円）に合わせると、最も安い県の企業は、従業員一人あたり年間で約50万円の負担増になる。
- こうした中、仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。
- また、企業は立地戦略の観点から、人件費が高まる地方への投資を避ける一方で、インフラが整い市場規模が大きく効率的に生産や販売活動をすることができる都市部や、人件費が安い海外への立地や投資を加速することが想定される。
- そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、中心市街地の更なる疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになる。 そうなってからでは手遅れであるばかりか、地域の活力を再び取り戻すには相当の時間と社会的コストがかかることを考慮しなければならない。
- したがって、最低賃金の全国一元化が地方創生につながるとは考えにくいどころか、大都市への人口流入により、少子化加速の要因にもなりかねない。

【地域別最低賃金額の違いは地方創生の阻害要因ではない】

- 最低賃金の決定には、地域ごとの労働者の生計費が考慮されている。 都道府県ごとの標準生計費に占める地域別最低賃金額の割合を比較してみると、都道府県ごとにバラツキはあるものの、CランクやDランクが総じて低いということはない。 また、都道府県別の一般労働者の賃金額や一人当たり家計消費額との比較においても同様である。
- つまり、東京都をはじめとしたAランクは地域別最低賃金額は高いものの生計費も高いことから、CランクやDランクと比べて、労働者にとって金銭面でのアドバンテージがある訳ではない。 したがって、地域別最低賃金額の違いは東京一極集中に代表される地方から都市への労働移動、地方創生の阻害要因になっているとは言えない。
- それでも、東京一極集中に歯止めがかからないのは、進学や就職など、東京圏には充実した教育環境や雇用機会、多様な商品やサービス、文化やレジャーが揃っていることが要因と思われる。
- 東京一極集中を是正し、地方創生を推進していくことは国是である。ただし、地方創生を推進していくには最低賃金を全国で一元化するのではなく、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に則り、国・地方・民間が連携して様々な施策を総合的に推進していくことが求められる。
- なお、日本の最低賃金の決定システムは、生計費の違いを考慮しランク制のもとで地域別最低賃金額を決定していることから、諸外国のシステムに比べて、より地域の実態を反映した合理的なシステムであると言える。

論調④：最低賃金は政府方針により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る引上げが続いているが、雇用情勢に大きな影響がないことから、更に引上げても問題はない。

【中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている】

- 最低賃金の大幅な引上げが続いているが、雇用情勢は「コロナショック」による影響が懸念されるものの、現時点では概ね良好であり、有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え、就業者数も増加傾向にある他、失業率も完全雇用に近い状態で推移している。
- しかし、最低賃金は中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（2019年：1.3%）を大きく上回る3%台の引上げが4年連続で続いている。
- こうした状況に対して、影響率（2008年度2.7%、2013年度7.4%、2018年度13.8%）や最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合（2015年度20.7%、2020年度41.8%）がそれぞれ高まっていること、高止まりしている中小企業の労働分配率（大企業44.9%、中小企業71.7%）を考慮すると、中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている。

【景気後退による雇用情勢の悪化により失業者が発生するリスク】

- また、最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることはできない。このため、景気後退により雇用情勢がひとたび悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
- したがって、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げは、「コロナショック」に伴い今後、景気が後退し雇用情勢が悪化した場合には、失業者が発生するリスクがあると考えるべきである。
- 最低賃金の審議では、政府方針ありきでの大幅な引上げを前提とせず、あくまで名目GDP成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、最低賃金決定の三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率など中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

論調⑤：日本の最低賃金は国際的に見て低い水準である。

【全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は国際的に見て低い】

- 日本は最低賃金だけが低いのではなく全産業平均賃金が低い状況にあることから、全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べて決して見劣りするレベルではない。また、一人当たり家計消費額との比較においても同様である。
- なお、諸外国の最低賃金制度には、労働者の年齢や技能に基づく適用除外や減額措置があることから、最低賃金を国際比較する際には、こうした違いを十分に考慮しなければならない。

以上